

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年10月

兵庫県人事委員会

(公印省略)

兵人委第1378号

令和5年10月11日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

兵庫県知事 齋藤元彦様

兵庫県人事委員会

委員長 田中基康

兵庫県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

別紙第1

報 告

1 本年の報告及び勧告にあたって

本委員会の給与等に関する報告及び勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として重要な役割を果たすものであり、社会一般の情勢を的確に把握し、職員の給与をはじめとして、適切な勤務条件を保つことを通じて県民の理解を得てきている。

職員の給与に関しては、地方公務員法に基づき、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとする均衡の原則のもとで、毎年、職員の給与水準を民間の従業員と均衡させること（民間準拠）を基本としている。

給与は、職種をはじめ、役職段階、学歴、年齢、勤務地域に応じてその水準が定まっていることから、公務と民間企業の給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較するのではなく、給与決定要素を合わせて同種・同等比較することが適当である。このため、民間給与との比較は、県職員の行政職とこれに類似する事務・技術関係職種の民間企業従業員を対象としたうえで、主な給与決定要素である役職段階、学歴等を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、本県職員の人員数のウェイトを用いてラスパイレス比較を行っている。

調査対象企業規模については、民間企業従業員の給与をより広く把握し、本県職員の給与に反映させる観点から、平成18年にそれまでの100人以上から50人以上に引き下げた。これは、企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能であることによる。

また、給与決定要素のうち役職段階については、平成30年に、前回見直しを行った平成18年以降の職員構成の変化等を検証のうえ、適切な対応関係となるよう、従来の比較方法を見直し、公民比較に反映した。検証で明らかになった職員構成に係る様々な課題については、任命権者において、職員の採用等を通じ、早期に解決に向けた取組を進める必要がある。本委員会としても、職員構成の変化等の状況を見極めながら、適宜、比較方法のあり方について検討していく。

近年の職員給与を見ると、昨年は、民間における賃金の引上げを凶る動きを反映し、3年ぶりに月例給、特別給ともに引上げとなった。また、「県政改革の推進に関する条例」及び「兵庫県県政改革方針」に基づき独自に実施されている管理職手

当の減額措置については、段階的な縮小を図ることとされた。令和5年度は、課長級以上を対象に12%の減額措置、副課長級を対象に8%の減額措置が実施されている。

本年の報告及び勧告にあたっては、以上のような職員の給与を取り巻く諸情勢を踏まえつつ、地方公務員法の規定に基づき、職員及び民間企業従業員の給与の実態を調査し、国家公務員や他の都道府県職員の給与の状況を考慮して、様々な角度から総合的に検討を行った。

2 職員の給与等

本委員会の給与勧告の対象とされている職員の数は、42,116人（市町立学校県費負担教職員17,155人を含む。）となっている。また、調査対象外として、技能労務職員、企業職員及び病院事業職員があり、その職員数は7,015人となっている。

本年実施した「職員給与実態調査（令和5年）」による職員の給与等の状況（令和5年4月現在）は、次のとおりとなっている。

(1) 平均給与月額

本委員会の給与勧告の対象とされている職員にかかる平均給与月額は、「兵庫県県政改革方針」に基づく管理職手当の減額措置を受け、給料351,302円、扶養手当10,226円、地域手当27,257円、その他手当31,179円、計419,964円となっている。

そのうち、行政職（行政職給料表適用者をいう。以下同じ。）についてみると、給料326,261円、扶養手当8,514円、地域手当27,017円、その他手当33,566円、計395,358円となっている。

(2) 職員数及び職員構成

職員は、総数42,116人、平均年齢40.7歳、平均経験年数18.1年となっている。男女別構成比は、男性62.7%、女性37.3%、学歴別構成は、大学卒80.8%、短大卒4.3%、高校卒14.9%、中学卒0.0%、年齢別構成は、19歳以下0.5%、20歳台18.5%、30歳台28.1%、40歳台26.6%、50歳台26.3%、60歳以上0.0%となっている。

なお、行政職についてみると、職員数7,251人、平均年齢42.0歳、平均経験年数20.1年となっている。（参考資料 第1 職員給与関係資料 参照）

3 民間の給与等

職員と民間企業従業員の給与の精密な比較を行うため、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所2,148所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出された453所の事業所を対象に、人事院及び神戸市人事委員会等と共同で「職種別民間給与実態調査（令和5年）」を実施し、県職員の職務と類似する職務に従事する者76職種、約18,100人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた所定内給与及び所定外給与の月額等を実地に詳細に調査した。

また、各民間事業所における初任給の状況及び給与改定の状況等についても、引き続き調査した。

(1) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った民間事業所は、大学卒で45.9%（昨年47.8%）とやや減少、高校卒で30.2%（同29.4%）とやや増加している。そのうち、初任給について、増額を行った事業所の割合は、大学卒では50.1%（同25.0%）、高校卒では49.8%（同25.7%）、据え置いた事業所の割合は、大学卒では49.1%（同74.1%）、高校卒では49.0%（同73.3%）となっている。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で214,044円、高校卒で177,492円となっており、昨年に比べ増額となっている。

(2) 給与改定の状況

民間事業所の給与改定の状況は、表1に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は47.9%（昨年32.0%）と増加した一方で、ベースアップを中止した事業所は4.7%（同8.4%）と減少し、ベースダウンを実施した事業所は0.2%（同0.2%）となっている。なお、ベースアップの慣行のない事業所の割合は47.2%（同59.4%）となっている。

表1 民間における給与改定の状況

（単位：％）

役職 段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係員		47.9	4.7	0.2	47.2
課長級		42.6	4.5	0.2	52.7

（注）ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

定期昇給の実施状況は、表2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は86.9%（昨年84.5%）となっている。昇給額については、昨年に比べ増加の事業所の割合は36.0%（同29.0%）と増加し、減少の事業所の割合は2.3%（同3.1%）、変化なしの事業所の割合は48.6%（同52.5%）と減少している。（参考資料 第2 民間給与関係資料 参照）

表2 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

役職 段階	項目 定期昇給 あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 なし	
		増加	減少	変化なし			
係員	87.6	86.9	36.0	2.3	48.6	0.8	12.4
課長級	80.8	80.2	30.4	2.3	47.5	0.7	19.2

（注）定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

4 最近の賃金・雇用情勢等

(1) 民間賃金指標の動向

兵庫県企画部統計課の「毎月勤労統計調査地方調査」（事業所規模30人以上）による本年4月の兵庫県における民間事業所の所定内給与は、昨年4月に比べ0.9%増加している。また、所定外給与は2.7%減少しており、これらを合わせた「きまって支給する給与」は0.6%増加している。

なお、パートタイム労働者を除く一般労働者では、所定内給与は2.2%増加している。（参考資料 第4 労働経済関係資料 参照）

(2) 消費者物価指数

総務省の「小売物価統計調査」によると、本年4月の神戸市の消費者物価指数は、昨年4月に比べ3.4%増加している。

（参考資料 第4 労働経済関係資料 参照）

(3) 標準生計費

総務省の「家計調査」を基礎として、本委員会が人事院の定める方法により算定した神戸市における本年4月の標準生計費は、2人世帯129,380円、3人世帯179,380円、4人世帯229,370円となっている。

（参考資料 第3 生計費関係資料 参照）

(4) 雇用情勢

総務省の「労働力調査」による本年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準と同じ2.6%（季節調整値）となっている。

また、厚生労働省の調査による本年4月の兵庫県における有効求人倍率は、昨年4月に比べ0.06ポイント上昇し、1.03倍（季節調整値）となっている。

（参考資料 第4 労働経済関係資料 参照）

5 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果を用いて、職員にあっては行政職、民間企業従業員にあっては行政職に類似する事務・技術関係の職種の者について、役職段階、学歴等が同等であると認められる者同士の給与を対比させ、民間企業従業員の人員構成を本県職員の人員構成に置き換え、役職段階、学歴等ごとに給与を加重平均するラスパイレス方式による比較を行った。

この結果、表3に示すとおり、一人当たり平均して、職員給与は民間従業員給与を4,764円（1.24%）下回っている。この較差は、「兵庫県県政改革方針」に基づく管理職手当の減額措置が講じられていることによるものであり、この措置の影響分を除くと、職員給与は民間従業員給与を3,654円（0.95%）下回っている。

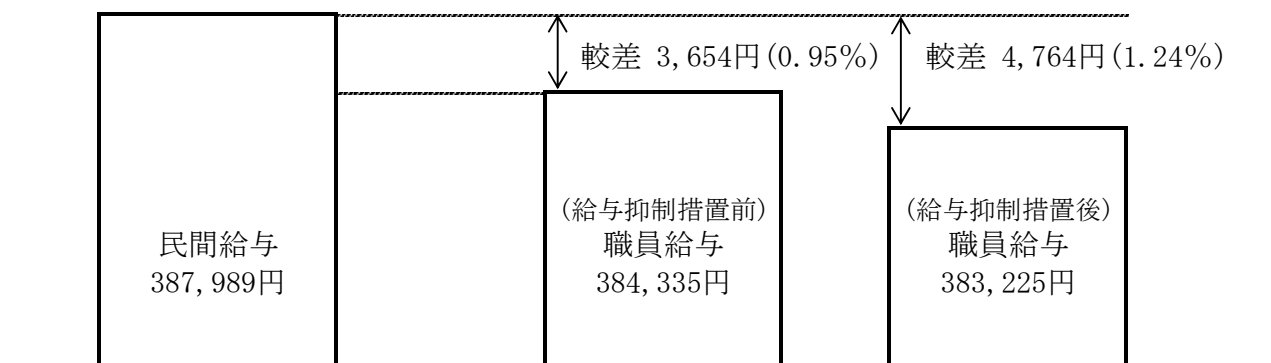
表3 給与較差（行政職関係）

民間従業員の給与 (A)	387,989円
県職員の給与 (B)	384,335円 [383,225円]
較差 (A)-(B)	3,654円 (0.95%) [4,764円 (1.24%)]

(注) 1 (A)、(B)のいずれも本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 []内は兵庫県県政改革方針に基づく給与抑制措置後の額。

[参考]



(2) 特別給（賞与等）

前記の「職種別民間給与実態調査」により民間企業従業員の特別給（賞与等）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の「職種別民間給与実態調査」で、昨年8月から本年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給について調査した結果は、表4に示すとおり、平均所定内給与月額の4.49月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数（4.40月）は民間企業従業員の特別給を下回っている。

表4 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分		事務・技術等 従 業 員	技能・労務等 従 業 員
	下 半 期 (A ₁)	上 半 期 (A ₂)		
平均所定内給与 月 額	下 半 期 (A ₁)		379,945円	291,258円
	上 半 期 (A ₂)		387,471円	297,582円
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)		839,324円	552,146円
	上 半 期 (B ₂)		887,832円	581,263円
特別給の 支 給 割 合	下 半 期 (B ₁ /A ₁)		2.21月分	1.90月分
	上 半 期 (B ₂ /A ₂)		2.29月分	1.95月分
	計		4.50月分	3.85月分
年 間 の 平 均			4.49月分	

(注) 1 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を県職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.40月である。

6 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省による地方公務員給与実態調査によると、本県の一般行政職における給料月額について、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員の俸給月額を100として計算したラスパイレズ指数は、令和4年4月1日現在で99.5となっている。

7 人事院の給与等に関する報告等の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行うとともに、一般職の職員の勤務時間について勧告した。また、公務員人事管理について報告した。

その概要は別表のとおりである。

8 職員の給与の改定等

(1) 改定の基本的な考え方

職員の給与については、民間企業従業員の給与との均衡を図るため、公民較差を基本に、国家公務員及び他の都道府県職員との均衡等を考慮して改定する必要があるが、本年の職員給与の改定にあたっては、「兵庫県県政改革方針」に基づく管理職手当の減額措置の影響分を除いた公民較差を基本とすることが適当である。

(2) 月例給（給料表等）

前記のとおり、本県において「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果を用いてラスパイレス方式により職員給与と民間従業員給与を比較した結果、「兵庫県県政改革方針」に基づく管理職手当の減額措置の影響分を除いた公民較差は3,654円（0.95%）と職員の月例給が民間給与を下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

人事院は、行政職俸給表（一）について、平均1.1%の引上げ勧告を行った。その際、一般職試験（高卒者）に係る初任給を7.8%（12,000円）、一般職試験（大卒程度）に係る初任給を5.9%（11,000円）、総合職試験（大卒程度）に係る初任給を5.8%（11,000円）、それぞれ引き上げることとした。また、これを踏まえ、若年層が在職する号俸に重点を置きつつ、そこから改定率を逡減させる形で全ての世代で引上げ改定を行うこととした。

また、行政職俸給表（一）以外の俸給表についても、行政職俸給表（一）との均衡を基本に引上げ勧告をした。

本県の給料表については、人事院が勧告した国家公務員の俸給表の改定内容を考慮して改定を行う必要がある。

また、高等学校教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表については、全国人事委員会連合会が作成した「令和5年度教員給与に関する参考モデル給料表」の改定内容を参考に改定を行う必要がある。

(3) 特別給（賞与等）

期末手当及び勤勉手当については、民間企業における支給状況並びに国及び他の都道府県の状況を考慮して改定を行う必要がある。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当について、同様に改定を行う必要がある。

会計年度任用職員の期末手当についても、常勤職員との均衡を踏まえ、適切に対応する必要がある。

(4) 初任給調整手当

人事院は、医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、支給限度額の引上げを勧告した。

本県においても、国及び他の都道府県の状況を考慮して改定する必要がある。

(5) 在宅勤務等手当の新設

人事院は、民間企業において在宅勤務関連手当の導入が進んでいる状況にあり、在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当の新設を勧告した。また、在宅勤務等手当を支給される職員については、通勤手当に関し所要の措置を講じることとしている。

在宅勤務をより積極的に推進・活用している本県においては、国家公務員に対する措置を考慮して、当該手当を速やかに新設する必要がある。また、当該手当を支給される職員については、通勤手当に関し所要の措置を講じる必要がある。

(6) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、本年の報告において、職員一人一人が高い意欲とやりがいを持って躍動でき、Well-being が実現される環境を整備し、公務組織全体の一層のパフォーマンス向上のため、給与についても、令和6年に向けて、一体的に検討作業を進めることとしている。具体的には、①人材確保のための取組として、新卒初任給の引上げ、係長級から本府省課長補佐級の俸給額の最低給与水準の引上げ及び勤勉手当の成績率の上限引上げなど、②組織パフォーマンスの向上のための取組として、本府省課室長級の俸給額の最低水準の引上げ、地域手当の級地区分設定の広域化及び定年前再任用短時間勤務職員の手当の支給範囲の拡大など、③働き方のニーズやライフスタイルの多様化への取組として、扶養手当の見直しなどが掲げられている。

本県においては、人事院が示した人材確保のための取組のうち、新幹線通勤に係る通勤手当の適用範囲の「採用」の場合への拡大について、すでに本年4月よ

り新幹線鉄道や高速自動車国道等の利用に係る通勤手当について、「異動」に係る要件を廃止している。新幹線鉄道や高速自動車国道等の利用に係る通勤手当については、人材確保やワーク・ライフ・バランスの推進の観点から、今後の人事院の取組状況も踏まえ、引き続き検討していく必要がある。

人事院による給与制度の見直しは、役割や活躍に応じた処遇とするための若手・中堅優秀者層の給与水準の引上げや管理職員の職責を重視した制度への見直しをはじめ国家公務員との均衡を考慮する必要がある地方公務員の給与制度にも大きな影響を及ぼすものである。本委員会としても、今後の人事院の検討の動向を注視しつつ、必要な検討を行っていく。

9 人事行政における諸課題

(1) 「躍動する兵庫」の実現に向けた人材の確保及び育成

ア 多様な人材の確保に向けた職員採用の強化

(ア) 多様な人材の確保に向けた採用試験のあり方

国際情勢の変化、人口減少や温暖化など、直面する行政課題は複雑化・高度化している。

新しい挑戦が次々と沸き起こる「躍動する兵庫」を実現するためには、柔軟な発想と果敢な行動力を備えた優秀で多様な人材を確保することが求められる。

令和5年度には、①県民本位、②ダイバーシティ&インクルージョン、③リ・チャレンジ、④ネットワーク、⑤成長からなる「HYOGO's WAY（求められる職員像）」を踏まえた採用評価基準を策定するなど、意欲的な人材の確保に努めている。新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し、社会経済活動が活発化する中、民間企業の採用意欲は依然として高く、公務員の志望割合が低下傾向にある。本県試験では、10年前と比較すると、大卒程度で採用予定数は約1.7倍に増加する一方で、受験者数は約7割に減少し、競争率は、8.6倍から3.4倍となるなど低下傾向にある。特に技術系職種では、採用予定人員を確保しにくい職種も生じている。

このため、受験者の増加に向け、令和5年度には、技術系職種について、令和4年度の特別枠採用試験（4月実施）の実施状況を踏まえ、従来の6月実施の採用試験（大卒程度）、10月実施の経験者採用試験の日程を統一し、技術系職種採用試験とした上で、春・秋の年2回の通年実施とした。

また、職員構成の課題である中堅層の確保と、民間人材等の積極的活用が求められている中、令和4年度の経験者採用試験から、事務系職種の筆記試

験を公務員試験対策不要な SPI 方式で実施するよう見直した。

若者の就職観が多様化し、転職意識が高まる中であって、「専ら公務員を志望」する層に偏ることなく、「民間・公務員を問わず」自分に合った仕事や働き方を求める層を開拓し呼び込む視点が一層重要となる。①総合行政を担う人材募集を明確にした採用試験の実施、②民間企業を併せて志望する人も受験しやすい SPI 方式の大卒程度への拡充や③採用予定数にとらわれない柔軟な採用のあり方などの検討を進めていく。

あわせて、ますます複雑・多様化する行政課題に的確に対応するため、経験者採用のほか任期付採用の活用などにより、民間人材の確保に取り組む。

加えて、高度な専門性を有する職種の非常勤職員については、高度な知識や専門性を活かして活躍でき、かつ専門性が蓄積されるよう、人材確保の観点からも任用や処遇について検討する必要がある。

(イ) 県政と県職員の魅力・採用情報の発信

多くの意欲ある受験者を確保するためには、民間企業とあわせて志望する者も含め幅広い層に対し、五国からなる広大な県域をフィールドに「地域の課題を解決し、誰ひとり取り残すことなく、持続的な発展を実現する」という県政と県職員の魅力とやりがいをしっかりと伝えていくことが重要である。

その上で、求められる職員像「HYOGO's WAY」に加え、職務内容やキャリアモデルを受験者に的確に発信する必要がある。あわせて、休暇・休業制度の充実やテレワークの推進など、柔軟で多様な働き方が進んでいることをアピールしていく。

このため、各大学と連携した3～4年生対象の説明会や1～2年生対象のキャリア講座、インターンシップなど、受験者層に応じた啓発活動をオンライン方式も活用しながら実施するとともに、動画コンテンツや SNS による発信を充実するなど、スマホ世代を意識した取組を引き続き強化する。

また、若手職員の生の声や職場の雰囲気に触れる機会をできる限り確保するため、令和5年度からは、対面での若手職員との個別面談や職場見学を行う採用サポーター制度を実施している。

技術系職種についても、大学訪問、現場説明会の開催等、職種ごとの対策を講じる。合格後の辞退を防止するため、採用前説明会や個別相談の実施、県政情報の配信など、採用までの間の定期的なコンタクトの強化を図る。

イ 中長期視点に立った人材の育成

県政課題の複雑・多様化により、職員をめぐる環境が大きく変化する中においても、県民の要請に的確に対応できる持続可能な組織を構築していくことが求められる。このため、職員一人ひとりが個性と能力を最大限発揮でき、組織力の向上につながるよう、人材育成の取組を計画的・戦略的に進めていく必要がある。

そのためには、管理監督職が組織目的と業務目標を明確に示し、職員全体でこれを共有し、一体となって遂行していくマネジメント能力を向上させることが極めて重要である。

何よりも、個の力を集結し組織全体のパフォーマンス向上に繋げるため、個々の職員の成長やエンゲージメントの向上が不可欠である。職員の能力開発を促進するためには、職員一人ひとりが自身のキャリアイメージを明確に持ち、その実現に必要な知識や能力を継続的に習得し、成長につなげていくことが最も重要である。職員のキャリア構築には、個人による主体的な学びと、組織によるキャリアパスの明示化や支援が両輪となった取組が求められる。

これらの取組は、10～20年後の職員配置の動向を見据えながら、中長期的な視点に立って、人事管理全般を通じて総合的に推進すべきものであり、人材育成担当部門や管理監督職はもとより、職員一人ひとりが本県における人材育成の基本的な考え方を共有することが重要である。

本県では、採用、育成、配置、評価・処遇といった人事施策全般を一貫した考え方の下に整備するための基本的な方向性を定めた「人材マネジメント方針」を令和5年3月に策定し、前述のとおり「HYOGO's WAY」として求められる職員像を設定した。これを核として、新たな人事評価制度の導入やキャリア形成、研修環境の整備、民間人材の活用、優秀で多様な人材の確保等人材マネジメント上の重要な取組を示し、実施しているところである。

職員の育成や意欲の向上、ひいては組織力の向上に実効性のあるマネジメントを推進するには、それぞれの取組の効果を分析・検証することにより、人材育成上の課題把握と改善につなげるPDCAサイクルを実践していくことが不可欠である。

ウ ダイバーシティ・マネジメントの推進

(ア) 女性の活躍推進

性別、年齢、障害の有無等にかかわらず職員一人ひとりが生き生きと働けるインクルーシブな職場を目指すためには、多様な人材を活かし、その能力

を最大限発揮できる環境の充実を進め、組織の価値創造に繋げていくことが今後求められる。

特に、女性の活躍推進については、職員のキャリア形成を支援していくとともに、出産・育児等によりキャリアが途切れることなく、継続して働くことができる体制を整える必要がある。

本県では、男女共同参画を推進するため、特定事業主行動計画にも位置づけられている「第7次男女共同参画兵庫県率先行動計画－ひょうごアクション8－」（令和3～7年度）を策定し、女性職員の採用に関する目標のほか、本庁管理監督職への登用目標を設定するなど、女性の職業生活における活躍を推進するための取組が進められている。

第7次計画では、女性の採用及び管理職登用をより一層推進するため、採用者に占める女性の割合を45%、本庁課長級の女性割合を20%とするなど、更に高い数値目標を設定している。

令和5年4月の知事部局等の採用者に占める女性の割合は45.5%で目標を達成しており、本庁課長級の職に占める女性の割合も18.3%となっている。5年前と比べると課長級以上に占める割合は倍近く増加しており、着実に推移している。

引き続き、女性の採用については、ガイダンス、広報を通じて、女性職員が生き生きと働き、活躍する姿を積極的に発信するほか、働きやすい職場環境づくりの推進等により、女性受験者の確保に努める。

また、女性職員の登用については、一般職員の段階から様々な職務経験ができるよう、キャリア形成への支援、ライフステージに応じた研修の充実やロールモデルの情報共有等、具体的取組を進める必要がある。

教育委員会及び警察においても、それぞれの特定事業主行動計画で、公立学校及び事務局における管理職の女性割合を22.0%、女性警察官の割合を12.0%とするなど、これまでより高い数値目標を掲げており、その達成や更なる向上に向け、引き続き女性職員の能力発揮や活躍を支える仕組みづくり等に取り組む必要がある。

あわせて、仕事と生活の両立支援拡充や男性職員の育児休業取得の更なる推進を図るなど、互いに理解し協力しあう職場風土の醸成に引き続き取り組む必要がある。

(イ) 障害者の雇用拡大

障害者の採用については、教育委員会において法定雇用率を下回る状況に

あり、学校現場において、他の部門と同様には進みにくい実情にある。

令和元年度から障害者を対象とする職員採用選考試験において、身体障害者だけでなく知的・精神障害者にも広げ、令和4年度には、事務系職種のみならず技術系職種での採用や年齢制限の大幅緩和(59歳)を行った。

また、「障害者活躍推進計画」に基づき、障害者が能力を発揮できる具体的な職域、職種、業務等を把握して用意するとともに、障害の特性に配慮した必要な措置を講じ、様々な採用方法により障害者雇用の拡大に取り組む必要がある。

加えて、採用後もダイバーシティの観点から、多様な特性に対応した人事管理と、これに合わせた職場環境の整備が求められる。

(2) 能力と実績に基づく人事管理と職員のモチベーション向上

定年の段階的引上げ、職員年齢構成の変化や働き方の多様化が進む中において、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価を用いて職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等により適切に反映するとともに、職員の意欲・能力向上や人材育成に活用するなかで、職員が自身の成長や組織への貢献を実感できることが極めて重要である。

令和4年10月、能力・実績をよりきめ細かく的確に把握する観点から、国において人事評価制度が改正されたことを受け、本県においても、「人材マネジメント方針」に基づき、人事評価を原則として5段階から6段階に細分化し、評価結果を任用・給与等により適切に反映させる制度改正を行った。引き続き、管理職のマネジメント力向上をはじめ、WAY面談等の実施による職員への助言やフィードバック、職員の貢献意欲向上にもつながる人材育成機能の充実等を図るとともに、能力と実績に基づく人事管理や納得感のある人事評価の実施に一層努める必要がある。

また、多様な働き方や、在宅勤務を推進し4割出勤を目指すこととされている中では、職員同士が直接接触する機会が減少する状況もある。モデルオフィスの取組検証も活かしながら、管理監督職においては、業務マネジメント等に十分留意し、テレビ会議システム等やオンラインコミュニケーションツールを効果的に活用しつつ、1 on 1 やグループミーティングなど職員間の積極的なコミュニケーションや認識共有を図ることが重要である。

(3) 働き方改革と勤務環境の整備

ア 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

(7) 超過勤務の縮減

長時間にわたる超過勤務は、職員の心身の健康や公務能率のみならず、家庭生活にも大きな影響を及ぼすものであり、知事部局、教育委員会、警察を問わず、仕事と生活の両立を図る観点から、職場環境の整備を図る必要がある。

令和4年度の知事部局等の災害対応等を除いた職員1人当たり1月平均の超過勤務時間は10.2時間で、上限時間（年360時間）を超えて超過勤務を行った職員は350人と概ね前年度並みになっている。超過勤務に関する規則を定めた平成29年度における職員1人当たり1月の平均は12.3時間であり、着実に減少傾向にある。超過勤務が多い職場においては、引き続き、要因分析を十分に行い、業務の縮減や平準化、仕事の進め方の見直しなどに取り組む必要がある。職員一人ひとりの意識改革はもとより、県庁組織全体として組織のパフォーマンスを更に高めていくためには、各任命権者において業務量に応じた人員の確保や適切な職員配置、ICTの活用等による業務改革など新しい働き方の推進に努めていくことが重要である。

新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行したが、引き続き様々な災害対応が想定される。特定の所属や職員に業務が集中しないよう配慮するとともに、職員の健康障害防止に万全を期す必要がある。

(イ) 教職員の多忙化対策

学校現場は、通常の授業以外にも、部活動をはじめ学校運営、生徒指導、保護者対応等、多岐にわたる業務を担っていることから、長時間勤務が常態化し、全国的にも深刻な状況となっている。勤務時間の適正化は、仕事と生活の両立だけでなく、人材確保の観点からも重要かつ喫緊の課題である。

県教育委員会は、令和2年度に、本県の取組方針として「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」及び「県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針」を制定して、時間外在校等時間の上限時間を原則月45時間、年360時間と定めるとともに、元気でやりがいを感じられる働きがいのある学校づくりに向け、様々な取組を行ってきた。

県立学校における令和4年度の教員1人あたりの超過勤務時間は、月平均では27時間32分で、前年度より1時間19分減少しており、年平均では330時間35分で、前年度より15時間48分減少している。市町立学校における令和4年度の教員1人あたりの超過勤務時間（一部学校における1週

間の抽出調査)は、月平均では48時間25分で、コロナ禍以前となる前回調査時点の令和元年度より10時間37分減少し、年平均では581時間00分で、令和元年度より127時間24分減少している。いずれも取組の成果が見られるものの、上限時間を超えるなど長時間労働の解消までは至っていない。このような状況を踏まえ、県教育委員会は、学校徴収金徴収管理システム等の導入によるICTの活用、業務支援員、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員等の外部人材の活用、モデル事業の実施などの学校業務改善等により、県立及び市町立学校における教職員の業務量の削減に向けた実効性の上がる取組を引き続き強力に推進していく必要がある。

とりわけ、多忙化の一因ともなっている教職員の未配置問題がさらに深刻化している。令和5年5月1日における教員の不足は全校種計164人であり、前年度より50人増加していることも踏まえ、県教育委員会は、講師登録人材バンク、ペーパーティーチャー及びReStart支援講座や各種広報活動等により、不足解消に向けた人材確保策を強力に推進することが必要である。教員志望者を確保する上でも、処遇改善やワーク・ライフ・バランスの推進をはじめ働きがいのある学校づくりが不可欠である。また、産休・育休代替教員等の安定的確保について、前倒し加配の要件緩和や制度の拡充をはじめ、他の先進事例も踏まえつつ、対策を進める必要がある。

また、県立学校における医師による面接指導の実施率は令和4年度で33.1%に止まっており、知事部局等の100%を大きく下回っている状況である。対象職員に対し、長時間勤務に起因する健康障害の防止という面接指導の意義をより丁寧に周知するとともに、これまで以上に徹底を図ることが必要である。

学校現場の環境が一層改善され、教職員が児童生徒とゆとりを持って向き合う時間が確保されることが、兵庫の教育をより充実させるとの観点とあわせ、県教育委員会において各市町教育委員会への支援・連携が重要である。本委員会としても、対応を注視するとともに、必要に応じて、更に詳細な実態調査や教職員の多忙化対策について県教育委員会との意見交換を進める。

(ウ) 休暇の取得促進

年次休暇の取得促進については、事務業務の簡素化、年間を通じた計画的な休暇取得、休日と組み合わせた連続休暇の取得等に引き続き取り組む必要がある。

平均取得日数は近年11～12日で推移しているが、令和3年度の全国平均13日と比べるとやや少ない状況にある。また、年次休暇取得日数が5日未満の職員は、ここ数年、全体としては減少傾向にあるものの、知事部局ではこの2年増加しており、依然として多数に上っている。

年次休暇を5日以上取得させることを義務づけた労働基準法の改正趣旨を踏まえ、全職員が5日以上取得することを目標とし、令和5年度から各所属において個人ごとの年次休暇取得計画を策定するなど休暇取得推進に向けた取組を行っているところであり、引き続き取得しやすい環境づくりの強化や取得が困難な職員に対する働きかけが必要である。

イ 仕事と生活の両立支援

有為な人材を確保し、職員一人ひとりの能力を十分に活用するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進がますます重要となる。また、男女ともに育児・介護等により時間の制約がある中でも、職員が能力を発揮し、公務に貢献できるよう、柔軟で多様な働き方の実現に積極的に取り組む必要がある。

本県においては、育児・介護のための休暇・休業制度の充実や弾力的な勤務時間制度の整備が行われており、本年は、不妊治療のための休暇の取得期間の拡大及び取得手続の簡素化の措置が講じられている。

男性職員の育児参加支援制度については、「第7次ひょうごアクション8」で男性の育児休業の取得率を令和7年度までに30%とすることを目標とする中、令和4年度は61.4%と取得率が大きく上昇している。一方教育委員会においては14.5%、警察においては10.3%に止まっている。

知事部局においては、配偶者が出産予定のすべての男性職員に1か月以上の育児休業等の取得を勧奨し、「男性職員の子育てプラン」を作成する取組や、男性の育児休業取得経験者が相談に応じる「育児休業メンター制度」を導入するなど積極的な取組により、取得目標を大幅に上回っている。国は「こども未来戦略方針」において、国・地方の公務員に係る男性の育児休業取得率の政府目標について、令和7年までに1週間以上の取得率を85%、令和12年までに2週間以上の取得率を85%に引き上げることとしている。知事部局はもとより、教育委員会や警察においても、取得率の状況を踏まえた一層の取組が求められる。

男性職員の育児参加は、本人のワーク・ライフ・バランス向上のみならず女性の活躍促進に寄与するものである。教育委員会や警察も含め、育児休業等の

制度が十分に活用され、男女ともに、不妊治療や妊娠、出産、育児等と仕事の両立が図られるよう、制度拡充や取得促進に向けた職場環境づくりに一層取り組んでいく必要がある。

また、フレックスタイム制については、職員一人ひとりの様々な事情に応じた柔軟で多様な働き方に資するものである。国家公務員においては、1日の最短勤務時間数及びフレキシブルタイムについてさらに柔軟な設定を可能としたほか、現行では育児・介護をする職員に限り、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することができる措置を一般の職員に拡大することとしている。本県においても、国家公務員に対する実施内容を踏まえ、より利用しやすい制度に見直していく必要がある。また、柔軟な働き方の環境整備が進められ、職員の勤務時間の自由度が高まっている状況にあわせて、休暇制度についてもより柔軟な取得が可能となるよう必要な見直しを検討する必要がある。

仕事と生活の調和がとれた働き方の実現のためには、睡眠時間を含む生活時間が十分に確保されることが重要である。民間労働法制では、1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間、いわゆる勤務間インターバルを確保した労働時間の設定が努力義務とされている。本県においても、フレックスタイム制の活用や超過勤務の縮減など現行の各制度の運用等を通じて、勤務間の休息とワーク・ライフ・バランスが確保されるよう努める必要がある。

在宅勤務制度については、ワーク・ライフ・バランスの実現と効率的・効果的な業務遂行に資する観点から、利用促進を図るとともに、効果的かつ円滑なテレワーク環境の一層の充実を図る必要がある。

ウ 職員の健康管理

職員が健康で働き続けられることこそ、本人や家族にとって何よりもかけがえのないことであり、効率的かつ質の高い行政サービスを提供する観点からも重要である。

生活習慣病の予防やがんなどの疾病の早期発見・早期治療につなげるよう、定期健康診断項目の充実等を図るとともに、治療と仕事の両立ができるよう、休暇制度の充実や取得促進、相談体制の充実に取り組む必要がある。

また、健康問題により長期病休を取得している者は、10年前に比べて減少傾向にあるものの依然として多く、長期病休者に占める精神疾患の割合は、令和4年度で、全体42.6%、教育委員会42%、警察27.6%であるところ、特に知

事部局等では67.2%と高止まりしている状況である。

心の健康対策については、①気づき支援と早期対応、②相談しやすい体制づくり、③療養中・復帰後のフォロー強化の3つの柱のもと、各任命権者が所属の管理監督職と密接に連携し、個別事例にきめ細かく対応することが重要である。厚生労働省指針に基づく心の健康づくり計画を策定し、実施状況等を適切に評価して、メンタルヘルスケアの一層の充実を図ることが求められる。

管理監督職においては、日頃から、職員との意思疎通を積極的に図り、職員の心身の状況を的確に把握する必要がある。また、定期健康診断やストレスチェックの受診結果、職員健康相談や教職員メンタルヘルス相談、ならし出勤制度を積極的に活用して職員の心身不調の早期発見や早期回復を支援するとともに、ストレスチェックの集団分析結果も参考に、職員がいきいきと働くことのできる職場環境づくりに、率先して取り組むことが求められる。なお、職員等の健康保持増進及び受動喫煙防止を図るため、令和5年4月から勤務時間中（休憩時間を除く）禁煙、5月末からは県庁舎が敷地内全面禁煙となっている。

長時間勤務や職責に伴う精神的な負担に加え、在宅勤務に伴うコミュニケーション不足が職員の労働環境に影響を及ぼすことも懸念されるところである。引き続き職員の健康状態の変化やメンタルヘルスへの影響などの把握に万全を期す必要がある。

エ ハラスメントの防止

職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、職場の効率的な運営にも支障をもたらす。

各任命権者は「ハラスメント防止指針」を定め、研修等を通じた指針内容の周知、相談対応などを実施しており、本委員会も苦情相談を実施し、必要に応じて助言、指導、あっせん等の措置を行ってきた。ハラスメントの相談件数は昨年より特に警察において大幅に増えており、相談しやすい環境の整備が進んでいると評価できる一方、引き続き適切な対応が必要な状況である。所属長等は、職場でハラスメントが行われていないか、典型例にとらわれず十分に注視するとともに、職員が相談しやすい環境整備を更に進めるなど、一層徹底した取組が必要である。

また、性的指向や性自認(SOGI)を理由とする偏見や差別についても、職員の意識向上のための研修や働きやすい職場環境整備等、ハード・ソフト両面にわたる取組を行う必要がある。

(4) 高齢期の雇用

本格的な少子高齢化社会を迎え、若年労働人口の減少が続く中で、質の高い行政サービスを維持していくためには、高齢層職員がこれまで培ってきた能力及び経験を有効に活用できる環境を整備する必要がある。

本年4月から定年が段階的に引き上げられ、あわせて、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制が導入されるとともに、当分の間、60歳を超える職員の給料月額を60歳前の7割水準とする措置などが講じられている。

定年の引上げにより、職員構成の高齢化や職員の在職期間の長期化が進んでいく中、高齢層職員の活躍を促し、知識や経験を活かしていくためには、60歳以降の働き方に対する職員の意向にも配慮した勤務形態による任用や配置等に留意するとともに、定年まで働き続けられる職場環境の整備に取り組むことが重要である。

人材確保等の観点から若手職員を中心に初任給や給与水準の向上が図られる一方で、高齢層職員が高いモチベーションを維持し、その活躍を促すためには、職員の勤務意欲と勤務実績にこたえる処遇としていく必要がある。特に、教育職の再任用職員については、多くが定年前と同一の職務の級で任用され、定年前と変わらない役割を担っている。60歳超の常勤職員と給与水準に差があることは権衡の観点から課題がある。

人事院は、本年の公務員人事管理の報告の中で、60歳前・60歳超の各職員層の給与水準の在り方については、職員の役割・貢献に応じた処遇の確保の観点から、人事管理に係る他の制度と一体で引き続き検討を行うこととしている。本委員会としても、再任用職員の給与の見直しについて、国の検討の動向を注視していく。

また、全国人事委員会連合会が作成する参考モデル給料表は、国の行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定され、国の俸給表に準ずるものとして取り扱われている。常勤職員との権衡や職務実態、人材確保の観点を踏まえたモデル給料表の作成について、各府県とも協調しながら全国人事委員会連合会に強く働きかけていく。

高齢層職員の士気確保は非常に重要であり、各任命権者においては、高齢層職員がこれまで培ってきた能力及び経験を十分に活かし、意欲的に働き続けられるようモチベーションの維持・向上に意を用いる必要がある。

(5) 臨時・非常勤職員の任用等

本県においては、様々な分野で会計年度任用職員をはじめ、臨時・非常勤職員が任用されており、公務の円滑な推進に寄与している。

各任命権者においては、公務能率の向上を図る観点から、職務の内容や責任を適切に設定しその職に就く職員の能力を十分に引き出し、人材確保の観点からも、良好な勤務環境の整備を進める必要がある。

会計年度任用職員については、昨年の本委員会の報告を踏まえ、不妊治療のための休暇の取得期間の拡大及び取得手続の簡素化の措置が講じられている。また、地方自治法の改正により、令和6年度から、対象となる会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となる。各任命権者においては、常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえた措置を講じるとともに、支給にあたっては、適切に人事評価を実施し、評価結果を反映する必要がある。なお、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与について、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じることが基本である。総務省通知においても、改定された常勤職員の給与の種類その他の改定の内容及び当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮の上、改定の実施時期を含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することが基本とされている。各任命権者においては、国の非常勤職員の取扱いも踏まえ適切に対応する必要がある。

(6) 公務員倫理の徹底

職員は県民全体の奉仕者であり、一人ひとりが兵庫県職員としての自覚を持ち、法令遵守に留まらず、公務員としての高い倫理観を持って、自らの行動を厳しく律することが求められている。

しかしながら、一部の職員による体罰、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントをはじめ、多岐にわたる不祥事が依然として発生しており、公務全体の信頼に大きな影響を与えている。

各任命権者においては、不祥事の抑止のためにも懲戒処分の指針をより明確化するほか、平素から職員の執務状況や職場環境等に心を配るなど、改めて再発防止と公務員倫理の徹底を図らなければならない。

10 おわりに

(1) 人事委員会の給与勧告制度

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約に対する代償措置として設定されたものであり、地方公務員法に規定する給与決定の原則に基づき、

適正な給与水準を確保する仕組みとして定着している。

また、公務員の勤務条件等について、県民に対する説明責任を果たし、理解と支持を得るための重要な役割を担っている。

さらに、この制度は、県政の各分野において職務に精励している職員の努力や成果に報いる一方、人材の確保や良好な労使関係の構築にも寄与するものである。

兵庫県は、「躍動する兵庫」の実現に向けて、直面する様々な課題に職員が一丸となって取り組まなければならない。

県議会及び知事におかれては、勧告制度の意義や役割に理解を示され、職員の士気高揚、各自の持つ能力を十分に発揮できる職場環境の整備、中長期的な視点に立った人材の育成などに配慮いただき、今回の報告及び勧告について、適切に対応されるよう要請する。

(2) 管理職手当における給与抑制措置

本県では、本県の財政状況を踏まえ、本年度は、減額率を縮小した上で、管理職手当の減額措置が行われている。

これは、県議会の議決を経て制定された「県政改革の推進に関する条例」及び「兵庫県県政改革方針」に基づくものであるが、本委員会の勧告に基づく給与改定とは別の観点から実施されている。地方公務員法に定める給与決定の原則と異なるため、あくまで期間を限定した緊急的・臨時的なものであることが求められる。

本委員会の報告も踏まえ、令和5年度から減額率については段階的な縮小を図ることとされ、一定の方向性は示された。しかし、減額措置が長期にわたり常態化している。職員のモチベーションの維持・向上や人材確保の観点からも、速やかに解消されるようあらためて要請する。

(3) むすび

職員においては、県民の安全・安心を確保するため、誇りと使命感を持って、日々の職務に精励していることに心から敬意を表する。

社会情勢が激変する中であって、公務に対する県民の期待は大きく、真摯に努力を続けている職員の姿は高い評価を受けている。

今後も、県民の期待と信頼に応えるべく、引き続き職務に精励いただくようお願いする。

別表

人事院の給与等に関する報告等の概要 (R5. 8. 7)

I 公務員人事管理に関する報告

事 項	概 要
<p>1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組</p>	<p>【課題認識】 公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要</p> <p>【課題への対応】</p> <p>(1) 民間と公務の知の融合の推進</p> <p>ア 実務の中核を担う人材の積極的誘致 幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設</p> <p>イ 官民人事交流の促進のための発信強化 交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信</p> <p>ウ 公務組織への円滑な適応支援（オンボーディング）の充実 民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等</p> <p>(2) 採用試験の実施方法の見直し 採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討</p> <p>(3) 今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組</p> <p>ア 優秀な人材確保に資する採用戦略の検討 優秀な新規卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設</p> <p>イ 人材確保を支える処遇の実現 [令和6年給与アップデート] 潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓新卒初任給の引上げ ✓係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ（若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ） ✓最優秀者のボーナスの上限引上げ ✓特定任期付職員のボーナス拡充 ✓採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給 <p>ウ 非常勤職員制度の運用の在り方の検討 非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討</p>

<p>2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策</p>	<p>【課題認識】 職員のカリヤ形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のカリヤの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要</p> <p>【課題への対応】</p> <p>(1) 職員の自律的なカリヤ形成・主体的な学びの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓20～30 歳台の若手職員を対象としたカリヤ支援研修やマネジメント層のカリヤ支援力向上に資する取組を拡充 ✓職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化 ✓職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、カリヤパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施 ✓職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討 <p>(2) 個々の力を組織の力へつなげる取組</p> <p>ア 組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進 人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討</p> <p>イ 職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現 [令和6年給与アップデート] 役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ ✓本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し ✓管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大 ✓最優秀者のボーナスの上限引上げ <p>ウ 全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓地域手当の大きくくり化 ✓新幹線通勤に係る手当額見直し ✓定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大
------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事 項	概 要
<p>3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現と Well-being の土台となる環境整備</p>	<p>【課題認識】 価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-being の土台となる職場環境整備も急務</p> <p>【課題への対応】</p> <p>(1) 多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組</p> <p>ア 柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等 個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等</p> <p>イ 仕事と生活の両立支援 各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組</p> <p>ウ 職員の選択を後押しする給与制度上の措置 [令和6年給与アップデート] 働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し ✓ 扶養手当の見直し ✓ テレワーク関連手当の新設（本年勧告） ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し</p> <p>(2) 職員の Well-being の土台づくりに資する取組</p> <p>ア 超過勤務の縮減－負のイメージの払拭に向けて 勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施</p> <p>イ 職員の健康増進－公務版の「健康経営」の推進等 官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進</p> <p>ウ ゼロ・ハラスメントに向けた取組 本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組</p>

II 職員の勤務時間に関する勧告

事 項	概 要
1 現状	<ul style="list-style-type: none"> ・育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能 ・一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的
2 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている ・フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの ・単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる
3 概要	勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)
4 施行日	令和7年4月1日

Ⅲ 職員の給与に関する報告・勧告

事 項	概 要
1 民間給与との比較	(1) 月例給 官民較差 3,869円 (0.96%) (2) 特別給 民間における支給割合 4.49月
2 給与改定の内容と考え方	(1) 月例給 ア 俸給表 ① 行政職俸給表(一) ・民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ ◇一般職試験(高卒者) 7.8% [12,000円] ◇一般職試験(大卒程度) 5.9% [11,000円] ◇総合職試験(大卒程度) 5.8% [11,000円] ・初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定(平均改定率:全体 1.1% [1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%]) ・定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定 ② その他の俸給表 ・行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定) (2) 期末・勤勉手当 4.40月→4.50月 ・民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分 (3) その他 ・初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定 ・委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ
3 在宅勤務等手当の新設	在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設 【手当の概要】 ・住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給 ・手当額は月額3,000円 ・令和6年4月1日から実施 ・在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置
4 非常勤職員の給与	本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

別紙第2

勧 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第1の報告に基づき、所要の措置をとられるよう次のとおり勧告する。

I 令和5年4月の民間給与との比較による改定

1 給料表

給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当

ア 医師・歯科医師職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する手当月額を369,500円とすること。

イ 医師・歯科医師職給料表以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学の専門的な知識を必要とする職にあるものに対する手当月額を51,100円とすること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

ア 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を1.225月分（特定幹部職員にあっては1.025月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.025月分（特定幹部職員にあっては1.225月分）とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を0.6875月分（特定幹部職員にあっては0.5875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4875月分（特定幹部職員にあっては0.5875月分）とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。

II 在宅勤務等手当の新設

- 1 国家公務員に対する措置の状況を考慮して、在宅勤務等手当を新設すること。
- 2 在宅勤務等手当を支給される職員については、通勤手当に関し所要の措置を講じること。

別記 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	234,200	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	236,100	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	237,700	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	239,300	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	240,900	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	242,400	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	243,800	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	245,200	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	246,400	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	248,000	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	249,500	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	250,900	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	252,000	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	253,400	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	254,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	256,200	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	257,500	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	258,700	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	259,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	261,100	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	262,300	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	263,600	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	264,900	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	266,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	267,600	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	269,100	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	270,700	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	272,200	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700	273,800	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
	30	203,800	249,700	275,500	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
	31	205,200	250,600	277,100	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	32	206,600	251,500	278,700	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	280,300	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
	34	209,300	253,300	281,800	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
	35	210,600	254,100	283,300	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
	36	211,900	254,900	284,800	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
	37	213,200	255,600	285,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
	38	214,400	256,700	287,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
	39	215,600	257,900	289,000	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
	40	216,700	259,000	290,500	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
	41	217,800	260,200	291,900	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
	42	218,900	261,400	293,500	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	529,500	
	43	219,900	262,500	295,100	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	530,300	
	44	220,900	263,600	296,700	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	530,900	
	45	221,800	264,700	298,200	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	531,400	
	46	222,700	265,800	299,800	351,300	371,700	398,700	440,300	470,500		
	47	223,600	266,900	301,300	352,700	372,600	399,400	440,700	470,900		
	48	224,500	267,900	302,800	354,200	373,400	400,100	441,400	471,200		
	49	225,400	268,900	304,400	355,700	374,200	400,700	441,900	471,500		
	50	226,300	269,900	306,000	356,500	375,000	401,300	442,300			
	51	227,200	270,900	307,600	357,500	375,800	401,800	442,700			
	52	228,100	271,800	309,100	358,500	376,500	402,200	443,100			
	53	228,900	272,700	310,000	359,400	377,200	402,600	443,500			
	54	229,800	273,600	311,500	360,500	377,900	402,900	443,900			
	55	230,700	274,500	313,000	361,400	378,600	403,200	444,300			
	56	231,500	275,400	314,600	362,400	379,300	403,500	444,600			
	57	231,800	276,300	316,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
	58	232,600	277,200	317,800	364,000	380,400	404,100	445,300			
	59	233,300	278,100	319,300	364,700	381,000	404,400	445,600			
	60	233,900	279,000	320,800	365,300	381,700	404,700	445,900			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

[令和5年勧告]

	61	234,500	280,000	322,200	365,700	382,100	405,000	446,200			
	62	235,200	281,000	323,400	366,300	382,800	405,300	446,600			
	63	235,800	281,900	324,500	367,000	383,400	405,600	446,900			
	64	236,300	282,800	325,600	367,700	384,000	405,900	447,200			
	65	236,800	283,300	326,300	368,000	384,400	406,200	447,500			
	66	237,300	284,000	327,200	368,700	385,000	406,500				
	67	237,800	284,700	328,000	369,400	385,600	406,800				
	68	238,400	285,600	328,800	370,000	386,200	407,100				
	69	238,900	286,600	329,600	370,300	386,600	407,300				
	70	239,400	287,400	330,000	370,900	387,100	407,600				
	71	239,900	288,200	330,600	371,600	387,600	407,900				
	72	240,400	289,000	331,300	372,200	388,200	408,100				
	73	240,900	289,700	332,100	372,500	388,500	408,300				
	74	241,400	290,200	332,800	373,100	388,900	408,600				
	75	241,800	290,600	333,500	373,800	389,300	408,900				
	76	242,300	291,000	334,100	374,400	389,700	409,100				
	77	242,800	291,200	334,600	374,800	390,000	409,300				
	78	243,300	291,500	335,200	375,300	390,300	409,600				
	79	243,800	291,700	335,700	375,900	390,600	409,900				
	80	244,300	292,000	336,300	376,400	390,800	410,100				
	81	244,700	292,200	336,600	376,900	391,000	410,300				
	82	245,200	292,400	337,100	377,500	391,300	410,600				
	83	245,600	292,700	337,500	378,000	391,600	410,900				
	84	246,000	292,900	337,900	378,300	391,800	411,100				
	85	246,400	293,200	338,300	378,700	392,000	411,300				
	86	246,800	293,500	338,800	379,200	392,300					
	87	247,200	293,800	339,300	379,600	392,600					
	88	247,600	294,100	339,800	380,000	392,800					
	89	248,000	294,400	340,100	380,400	393,000					
	90	248,500		340,500	380,900	393,300					
	91	248,800		341,000	381,300	393,600					
	92	249,100		341,400	381,700	393,800					
	93	249,400		341,700	382,000	394,000					
	94			342,100	382,500	394,300					
	95			342,600	382,900	394,600					
	96			343,000	383,300	394,800					
	97			343,200	383,600	395,000					
	98			343,600	384,100						
	99			344,100	384,500						
	100			344,500	384,900						
	101			344,700	385,200						
	102			345,100							
	103			345,500							
	104			345,800							
	105			346,100							
	106			346,500							
	107			346,900							
	108			347,300							
	109			347,800							
	110			348,200							
	111			348,600							
	112			349,000							
	113			349,500							
	114			349,900							
	115			350,200							
	116			350,500							
	117			351,000							
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

研 究 職 給 料 表

職員 の 区分	職務の 級						
	号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円	円	円	円	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500	
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300	
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900	
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600	
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700	
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400	
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100	
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800	
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300	
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900	
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600	
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200	
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800	
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500	
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300	
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000	
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500	
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000	
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500	
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900	
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300	
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900	
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500	
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800	
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000	
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300	
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800	
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200	
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700	
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200	
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700	
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100	
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400	
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800	
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200	
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700	
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100	
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600	
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000	
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500	
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800	
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000	
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200	
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400	
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000	
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500	
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100	
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600	
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300	
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700	
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100	
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600	
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700	
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900	
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100	
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300	
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200	
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200	
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200	
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
		62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
		63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
		64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
		65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
		66	261,100	313,400	384,300	436,700	
		67	261,800	314,300	385,000	437,300	
		68	262,400	315,200	385,700	438,100	
		69	263,000	316,100	386,300	438,500	
		70	264,000	317,100	387,000	439,100	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		71	265,200	318,100	387,700	439,600	
		72	266,200	319,100	388,400	440,100	
		73	267,400	319,600	389,100	440,600	
		74	268,600	320,600	389,700	441,200	
		75	269,600	321,700	390,300	441,700	
		76	270,600	322,700	391,000	442,200	
		77	271,600	323,800	391,700	442,700	
		78	272,600	324,800	392,300		
		79	273,600	325,700	392,900		
		80	274,500	326,600	393,500		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		81	275,500	327,500	394,100		
		82	276,600	328,300	394,700		
		83	277,700	329,000	395,300		
		84	278,600	329,600	395,900		
		85	279,500	330,100	396,400		
		86	280,400	330,600	396,900		
		87	281,300	331,100	397,400		
		88	282,000	331,500	398,100		
		89	282,800	331,800	398,500		
		90	283,900	332,300	399,000		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		91	284,900	332,800	399,500		
		92	285,900	333,200	400,200		
		93	286,800	333,500	400,600		
		94	287,700	333,900			
		95	288,700	334,300			
		96	289,600	334,700			
		97	289,900	335,200			
		98	290,800	335,700			
		99	291,500	336,200			
		100	292,400	336,700			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		101	293,300	337,200			
		102	293,900	337,700			
		103	294,600	338,200			
		104	295,300	338,700			
		105	295,800	339,100			
		106	296,300	339,500			
		107	296,800	340,000			
		108	297,200	340,400			
		109	297,400	340,900			
定年前再任用短時間勤務職員			218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

備考 1 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 2 この表の5級の46号給から65号給までの号給は、試験場、研究所等の長で人事委員会規則で定めるもののみに適用する。

医師・歯科医師職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	394,100	467,900	518,700	569,600	
	62	394,600	468,600	519,500	570,500	
	63	395,000	469,300	520,400	571,400	
	64	395,400	469,900	521,200	572,300	
	65	395,700	470,600	522,100	573,200	
	66		471,300	523,000	574,100	
	67		471,900	523,700	575,000	
	68		472,500	524,600	575,900	
	69		472,800	525,500	576,800	
	70		473,400	526,300	577,700	
	71		474,100	527,200	578,600	
	72		474,800	528,100	579,500	
	73		475,200	528,900	580,400	
	74		475,800	529,800		
	75		476,500	530,700		
	76		477,200	531,400		
	77		477,600	532,200		
	78		478,200	533,100		
	79		478,800	534,000		
	80		479,300	534,900		
	81		479,900	535,700		
	82		480,400			
	83		480,900			
	84		481,400			
	85		481,800			
	定年前再任用短時間勤務職員		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

看 護 職 給 料 表

職員 の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

[令和5年勧告]

61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
94	283,800	316,500	349,400	367,500	394,100	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	394,600	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	395,000	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	395,400	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	395,800	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	396,300	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	396,700	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	397,100	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	397,500	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	398,000	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	398,400	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	398,800	
106	292,600	322,800	355,000	373,400		
107	293,100	323,300	355,400	373,900		
108	293,500	323,800	355,700	374,400		
109	293,700	324,200	356,200	375,000		
110	294,000	324,600	356,700	375,400		
111	294,200	324,900	357,200	375,900		
112	294,500	325,200	357,700	376,400		
113	294,800	325,500	358,200	377,000		
114	295,000	325,900	358,700	377,400		
115	295,300	326,300	359,200	377,900		
116	295,500	326,600	359,600	378,400		
117	295,800	326,800	360,000	379,000		
118	296,100	327,100	360,400	379,400		
119	296,400	327,500	360,900	379,900		
120	296,700	327,700	361,400	380,400		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	121	297,000	327,900	361,800	381,000			
	122	297,400	328,200	362,300	381,400			
	123	297,700	328,500	362,800	381,900			
	124	298,100	328,800	363,300	382,400			
	125	298,300	329,000	363,600	383,000			
	126	298,500	329,300	364,100	383,400			
	127	298,800	329,700	364,600	383,900			
	128	299,200	329,900	365,100	384,400			
	129	299,400	330,100	365,400	385,000			
	130	299,700	330,300	365,900	385,400			
	131	300,100	330,700	366,400	385,900			
	132	300,500	330,900	366,900	386,400			
	133	300,700	331,200	367,200	387,000			
	134	301,000	331,600	367,700	387,400			
	135	301,400	332,000	368,200	387,900			
	136	301,700	332,400	368,700	388,400			
	137	301,900	332,700	369,000	389,000			
	138	302,200	333,100					
	139	302,600	333,500					
	140	302,900	333,900					
	141	303,100	334,200					
	142	303,500	334,600					
	143	303,900	334,900					
	144	304,200	335,300					
	145	304,400	335,600					
	146	304,600	336,000					
	147	304,900	336,400					
	148	305,300	336,800					
	149	305,500	337,100					
	150	305,700	337,500					
	151	306,000	337,900					
	152	306,300	338,300					
	153	306,700	338,600					
	154	306,900	339,000					
	155	307,100	339,400					
	156	307,400	339,800					
	157	307,700	340,100					
	158	308,000	340,500					
	159	308,300	340,900					
	160	308,600	341,300					
	161	309,000	341,600					
	162	309,300	342,000					
	163	309,600	342,400					
	164	309,900	342,800					
	165	310,300	343,100					
	166	310,600						
	167	310,900						
	168	311,200						
	169	311,600						
	170	311,900						
	171	312,200						
	172	312,500						
	173	312,900						
	174	313,200						
	175	313,500						
	176	313,800						
	177	314,200						
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

警 察 職 給 料 表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	478,300
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	478,700
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	479,100
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	479,400
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	479,800
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	480,200
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	480,600
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	480,900
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600	456,300
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900	456,500
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200	456,700
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500	457,100
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800	457,300
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100	457,500
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400	457,700
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600	458,100
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900	458,300
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200	458,500
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400	458,700
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600	459,100
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900	459,300
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200	459,500
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500	459,700
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700	460,100
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000	
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300	
80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600	
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800	
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100	
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400	
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700	
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900	
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600	442,200	
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900	442,500	
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100	442,800	
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300	443,000	
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600	443,300	
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900	443,600	
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100	443,900	
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300	444,100	
94	302,300	325,900	351,900	385,300	417,200	426,600		
95	303,400	327,200	353,400	385,900	417,600	426,900		
96	304,700	328,500	354,800	386,400	418,000	427,100		
97	305,800	329,700	356,100	386,800	418,300	427,300		
98	307,000	331,000	357,300	387,200	418,700	427,600		
99	308,200	332,200	358,400	387,800	419,100	427,900		
100	309,400	333,400	359,600	388,300	419,500	428,100		
101	310,500	334,800	360,700	388,700	419,800	428,300		
102	311,500	335,700	361,800	389,200	420,200			
103	312,500	336,700	362,900	389,800	420,600			
104	313,500	337,800	364,000	390,300	421,000			
105	314,300	338,900	365,200	390,600	421,300			
106	314,900	340,000	365,700	391,000				
107	315,500	341,000	366,300	391,500				
108	316,100	342,000	366,900	391,800				
109	316,600	343,200	367,500	392,100				
110	317,100	344,200	368,000	392,600				
111	317,500	345,200	368,500	393,100				
112	318,000	346,100	369,000	393,600				
113	318,800	347,000	369,400	393,900				
114	319,500	347,900	369,800	394,400				
115	320,200	348,900	370,400	394,900				
116	320,800	349,900	370,900	395,400				
117	321,400	350,900	371,300	395,700				
118	322,200	351,300	371,800	396,200				
119	322,900	351,900	372,400	396,700				
120	323,700	352,500	372,900	397,200				

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

[令和5年勧告]

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	324,300	352,800	373,100	397,600					
	122	324,600	353,200	373,600	398,100					
	123	325,100	353,700	374,100	398,500					
	124	325,600	354,100	374,500	399,000					
	125	325,900	354,500	375,000	399,400					
	126	326,200	354,900	375,500	399,900					
	127	326,700	355,400	376,000	400,300					
	128	327,200	355,800	376,500	400,800					
	129	327,500	356,200	376,800	401,200					
	130	327,800	356,600	377,300	401,700					
	131	328,300	357,000	377,800	402,100					
	132	328,800	357,400	378,300	402,600					
	133	329,100	357,600	378,600	403,000					
	134		358,100	379,100	403,500					
	135		358,500	379,500	403,900					
	136		358,800	379,900	404,400					
	137		359,100	380,200	404,800					
	138		359,500	380,700						
	139		360,000	381,200						
	140		360,500	381,700						
	141		360,800	382,000						
	142		361,300	382,500						
	143		361,800	383,000						
	144		362,300	383,500						
	145		362,600	383,800						
	146		363,100	384,300						
	147		363,600	384,800						
	148		364,100	385,300						
	149		364,400	385,600						
	150		364,900	386,100						
	151		365,400	386,600						
152		365,900	387,100							
153		366,200	387,400							
154		366,700	387,900							
155		367,200	388,400							
156		367,700	388,900							
157		368,000	389,200							
158		368,500								
159		369,000								
160		369,500								
161		369,800								
162		370,300								
163		370,800								
164		371,300								
165		371,600								
定年前再任用短時間勤務職員		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

高等学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級						
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額						
		円	円	円	円	円						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	177,200	193,400	284,500	337,600	418,700	61	267,300	313,300	394,500	435,500	
	2	178,700	195,500	286,600	339,600	420,500	62	268,100	315,600	395,900	436,800	
	3	180,300	197,600	288,700	341,600	422,300	63	268,900	317,800	397,300	438,100	
	4	181,800	199,800	290,700	343,600	423,900	64	269,700	319,900	398,800	439,300	
	5	183,400	201,900	292,700	345,600	425,400	65	270,800	322,000	400,100	440,500	
	6	185,300	204,000	294,900	347,200	426,900	66	272,100	323,500	401,000	441,700	
	7	187,100	206,100	297,100	348,800	428,700	67	273,400	325,000	402,200	442,900	
	8	189,000	208,200	299,100	350,300	430,500	68	274,700	326,500	403,400	444,100	
	9	190,700	210,400	301,100	351,800	432,200	69	275,900	328,200	404,600	445,300	
	10	192,800	212,800	302,800	353,800	434,000	70	277,100	330,200	405,800	446,500	
	11	194,800	215,100	304,600	355,800	435,900	71	278,300	332,200	407,000	447,700	
	12	196,800	217,300	306,300	357,700	437,700	72	279,500	334,100	408,200	448,900	
	13	198,800	219,700	307,900	359,600	439,400	73	280,500	335,900	409,100	450,000	
	14	200,900	221,400	310,300	361,500	441,300	74	281,500	337,900	410,300	450,600	
	15	203,000	222,900	312,600	363,300	443,100	75	282,500	339,900	411,400	451,100	
	16	205,100	224,400	315,100	364,900	445,000	76	283,400	341,800	412,600	451,600	
	17	207,300	226,100	317,200	366,500	446,700	77	284,300	343,500	413,600	452,100	
	18	209,400	227,400	319,400	368,300	448,500	78	285,200	345,500	414,600	452,700	
	19	211,600	228,600	321,600	370,100	450,300	79	286,100	347,500	415,600	453,200	
	20	213,500	229,900	323,900	371,900	452,100	80	287,000	349,500	416,500	453,700	
	21	215,700	231,600	326,100	373,500	453,700	81	287,800	351,300	417,200	454,200	
	22	217,300	233,300	328,200	375,400	455,400	82	288,900	353,200	418,000	454,800	
	23	218,800	235,000	330,200	377,100	457,300	83	289,900	355,100	418,900	455,300	
	24	220,300	236,600	332,100	378,800	459,000	84	290,900	357,000	419,700	455,800	
	25	221,800	238,100	333,800	380,100	460,700	85	291,900	358,600	420,100	456,300	
	26	223,000	240,100	335,300	381,900	462,300	86	292,900	360,500	420,700	456,900	
	27	224,200	242,000	336,800	383,700	463,900	87	293,900	362,300	421,100	457,400	
	28	225,500	243,900	338,500	385,600	465,400	88	294,900	364,200	421,700	457,900	
	29	226,800	245,600	339,900	387,400	466,900	89	296,000	366,000	422,300	458,400	
	30	228,300	248,000	342,000	389,200	468,200	90	297,100	367,700	422,600	459,000	
	31	229,900	250,400	344,200	391,100	469,500	91	298,200	369,300	422,800	459,500	
	32	231,300	252,800	346,100	393,000	470,800	92	299,200	370,900	423,000	460,000	
	33	232,700	255,200	347,800	394,600	472,000	93	299,700	372,300	423,100	460,500	
	34	234,400	257,600	349,700	396,300	473,700	94	300,700	373,800	423,300		
	35	236,200	259,900	351,600	397,900	475,400	95	301,800	375,200	423,600		
	36	237,700	262,100	353,500	399,600	474,100	96	303,000	376,500	423,800		
	37	239,100	264,300	355,200	400,800	474,700	97	304,000	377,600	424,100		
	38	240,600	266,500	357,200	402,200	475,400	98	305,100	379,000	424,400		
	39	242,100	268,900	359,100	403,600	476,100	99	306,100	380,400	424,700		
	40	243,600	271,000	361,100	405,000	476,800	100	307,100	381,700	424,900		
	41	245,000	273,300	362,900	406,600	477,400	101	307,900	382,900	425,200		
	42	246,300	275,600	364,900	408,000	478,100	102	309,000	384,200	425,500		
	43	247,500	277,800	366,800	409,300	478,800	103	310,000	385,300	425,800		
	44	248,600	279,900	368,600	410,700	479,500	104	311,000	386,500	426,100		
	45	249,700	282,000	369,900	412,100	480,100	105	311,600	387,700	426,400		
	46	250,900	284,200	371,700	413,400	480,800	106	312,500	388,800	426,700		
	47	252,100	286,300	373,300	414,900	481,500	107	313,300	390,000	427,000		
	48	253,100	288,200	375,000	416,400	482,200	108	314,100	391,200	427,300		
	49	254,200	290,300	376,500	418,000	482,800	109	314,800	392,600	427,600		
	50	255,500	292,000	378,100	419,400	483,500	110	315,200	393,600	427,900		
	51	256,700	293,800	379,700	421,000	484,200	111	315,600	394,600	428,200		
	52	258,000	295,500	381,200	422,500	484,900	112	316,100	395,600	428,500		
	53	259,100	296,800	382,700	424,200	485,500	113	316,600	396,500	428,800		
	54	260,300	298,800	384,400	425,700	486,200	114	317,000	397,500	429,100		
	55	261,600	300,700	386,000	427,300	486,900	115	317,500	398,600	429,400		
	56	262,600	302,700	387,600	428,900	487,600	116	317,900	399,700	429,700		
	57	263,700	304,700	388,800	430,400	488,200	117	318,400	400,400	430,000		
	58	264,400	306,800	390,300	431,900		118	318,900	401,300	430,300		
	59	265,400	309,000	391,600	433,100		119	319,300	402,200	430,600		
	60	266,400	311,200	393,100	434,300		120	319,800	403,100	430,900		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

[令和5年勧告]

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	320,300	403,900	431,200		
	122	320,700	404,800			
	123	321,200	405,600			
	124	321,700	406,400			
	125	322,300	407,000			
	126	322,600	407,700			
	127	322,900	408,400			
	128	323,200	409,100			
	129	323,400	409,700			
	130	323,700	410,200			
	131	324,000	410,600			
	132	324,300	411,000			
	133	324,500	411,300			
	134	324,700	411,600			
	135	324,900	411,900			
	136	325,200	412,100			
	137	325,500	412,300			
	138	325,700	412,600			
	139	326,000	412,900			
140	326,300	413,100				
141	326,500	413,300				
142	326,700	413,600				
143	327,000	413,900				
144	327,200	414,100				
145	327,500	414,300				
146	327,700	414,600				
147	328,000	414,900				
148	328,300	415,100				
149	328,500	415,300				
150	328,700	415,600				
151	329,000	415,900				
152	329,300	416,100				
153	329,500	416,300				
154	329,800	416,600				
155	330,100	416,900				
156	330,400	417,100				
157	330,600	417,300				
158	330,900	417,600				
159	331,200	417,900				
160	331,500	418,100				
161	331,700	418,300				
162	332,000	418,600				
163	332,300	418,900				
164	332,600	419,100				
165	332,800	419,300				
166	333,100	419,600				
167	333,400	419,900				
168	333,700	420,100				
169	333,900	420,300				
定年前再任用短時間勤務職員		235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

- 備考 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、同表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中学校・小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	177,200	193,400	284,500	303,200	408,500					
	2	178,700	195,500	286,600	305,800	410,000					
	3	180,300	197,600	288,700	308,600	411,500					
	4	181,800	199,800	290,700	311,000	412,900					
	5	183,400	201,900	292,700	313,300	414,200					
	6	185,300	204,000	294,900	315,400	415,600					
	7	187,100	206,100	297,100	317,500	417,000					
	8	189,000	208,200	299,100	319,600	418,400					
	9	190,700	210,400	301,100	321,600	419,800					
	10	192,800	212,800	302,800	323,800	421,200					
	11	194,800	215,100	304,600	326,100	422,600					
	12	196,800	217,300	306,300	328,400	423,900					
	13	198,800	219,700	307,900	330,600	425,200					
	14	200,900	221,400	310,300	332,400	426,600					
	15	203,000	222,900	312,600	334,200	428,000					
	16	205,100	224,400	315,100	335,900	429,400					
	17	207,300	226,100	317,200	337,600	430,600					
	18	209,400	227,400	319,400	339,600	431,900					
	19	211,600	228,600	321,600	341,600	433,100					
	20	213,500	229,900	323,900	343,600	434,400					
	21	215,700	231,600	326,100	345,600	435,500					
	22	217,300	233,300	328,200	347,200	436,700					
	23	218,800	235,000	330,200	348,800	438,000					
	24	220,300	236,600	332,100	350,300	439,300					
	25	221,800	238,100	333,800	351,800	440,600					
	26	222,900	240,100	335,300	353,600	441,800					
	27	224,000	242,000	336,800	355,300	442,800					
	28	225,200	243,900	338,500	357,000	443,900					
	29	226,700	245,600	339,900	358,600	445,100					
	30	228,200	248,000	342,000	360,200	445,900					
	31	229,700	250,400	344,200	361,800	446,700					
	32	231,200	252,800	346,100	363,300	447,600					
	33	232,500	255,200	348,000	364,600	448,500					
	34	234,100	257,600	349,600	366,100	449,000					
	35	235,800	259,900	351,200	367,600	449,500					
	36	237,200	262,100	352,700	369,300	450,000					
	37	238,500	264,300	354,000	371,000	450,500					
	38	239,900	266,500	355,700	372,500	451,000					
	39	241,300	268,900	357,300	373,800	451,500					
	40	242,700	271,000	358,900	375,200	452,000					
	41	244,000	273,300	360,700	376,300	452,500					
	42	245,300	275,600	362,500	377,700	453,000					
	43	246,500	277,800	363,900	379,100	453,500					
	44	247,800	279,900	365,400	380,600	454,000					
	45	249,100	282,000	366,500	382,000	454,500					
	46	250,400	284,200	367,800	383,600	455,000					
	47	251,600	286,300	369,200	385,100	455,500					
	48	252,700	288,200	370,500	386,600	456,000					
	49	253,800	290,300	371,800	387,900	456,500					
	50	255,100	292,000	373,300	389,400	457,000					
	51	256,400	293,800	374,800	390,800	457,500					
	52	257,400	295,500	376,200	392,100	458,000					
	53	258,500	296,800	377,400	393,300	458,500					
	54	259,900	298,800	378,800	394,600	459,000					
	55	260,900	300,700	380,100	395,700	459,500					
	56	261,900	302,700	381,400	396,800	460,000					
	57	262,900	304,700	382,100	398,000	460,500					
	58	263,900	306,800	383,300	399,200						
	59	264,900	309,000	384,400	400,400						
	60	265,900	311,200	385,500	401,600						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員											
	61	266,800	313,300	386,200	402,700						
	62	267,500	315,600	387,300	403,700						
	63	268,200	317,800	388,300	405,000						
	64	268,800	319,900	389,300	406,200						
	65	269,500	322,000	390,400	407,400						
	66	270,700	323,500	391,400	408,500						
	67	271,800	325,000	392,500	409,600						
	68	272,900	326,500	393,600	410,700						
	69	274,200	328,200	394,400	411,700						
	70	275,600	330,200	395,500	412,900						
	71	276,800	332,200	396,600	414,100						
	72	278,000	334,100	397,600	415,300						
	73	278,800	335,900	398,600	415,900						
	74	279,700	337,900	399,500	416,700						
	75	280,700	339,800	400,500	417,400						
	76	281,700	341,700	401,500	417,900						
	77	282,600	343,400	402,300	418,200						
	78	283,600	345,200	403,300	418,600						
	79	284,700	346,900	404,200	419,000						
	80	285,500	348,600	405,200	419,400						
	81	286,300	350,400	405,900	419,700						
	82	287,100	352,100	406,700	420,100						
	83	287,900	353,500	407,400	420,500						
	84	288,700	355,100	408,100	420,800						
	85	289,600	356,300	408,600	421,100						
	86	290,400	357,900	409,300	421,500						
	87	291,100	359,400	409,800	421,900						
	88	291,900	360,900	410,500	422,200						
	89	292,800	362,200	411,000	422,500						
	90	293,700	363,500	411,300	422,800						
	91	294,600	364,800	411,500	423,100						
	92	295,300	366,200	411,700	423,300						
	93	295,600	367,600	411,900	423,500						
	94	296,300	368,900	412,200	423,800						
	95	297,000	370,100	412,500	424,100						
	96	297,700	371,200	412,800	424,300						
	97	298,400	372,200	413,200	424,500						
	98	299,200	373,200	413,500	424,800						
	99	300,000	374,200	413,800	425,100						
	100	300,700	375,100	414,100	425,300						
	101	301,400	375,900	414,400	425,500						
	102	301,800	376,900	414,700	425,800						
	103	302,200	377,800	415,000	426,100						
	104	302,600	378,700	415,300	426,300						
	105	302,800	379,500	415,600	426,500						
	106	303,100	380,400	415,900	426,800						
	107	303,400	381,300	416,200	427,100						
	108	303,600	382,200	416,500	427,300						
	109	303,800	383,000	416,800	427,500						
	110	304,000	384,000	417,100	427,800						
	111	304,300	384,900	417,400	428,100						
	112	304,600	385,800	417,700	428,300						
	113	304,800	386,400	418,000	428,500						
	114		387,300	418,300							
	115		388,200	418,600							
	116		389,100	418,900							
	117		389,900	419,200							
	118		390,600	419,500							
	119		391,400	419,800							
	120		392,200	420,100							

[令和5年勧告]

	121		392,800	420,400		
	122		393,600	420,700		
	123		394,300	421,000		
	124		395,000	421,300		
	125		395,600	421,600		
	126		396,300			
	127		396,800			
	128		397,400			
	129		398,100			
	130		398,700			
	131		399,200			
	132		399,700			
	133		400,000			
	134		400,300			
	135		400,600			
	136		400,900			
	137		401,200			
	138		401,500			
	139		401,800			
	140		402,100			
	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
	150		404,800			
	151		405,100			
	152		405,300			
	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
	158		406,800			
	159		407,100			
	160		407,300			
	161		407,500			
	162		407,800			
	163		408,100			
	164		408,300			
	165		408,500			
	166		408,800			
	167		409,100			
	168		409,300			
	169		409,500			
	170		409,800			
	171		410,100			
	172		410,300			
	173		410,500			
定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外の 職員		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

- 備考 1 この表は、中学校、小学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、同表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

任期付研究員給料表

特定任期付職員給料表

第1号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第2号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000